

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業事業再編投資損失準備金の拡充及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 11) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動))(地方税 16)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		<p>《現行制度の概要》</p> <p>一定の要件に基づく経営力向上計画の認定を受け M&amp;A を実施した際、M&amp;A 実施後に発生し得るリスクに備えるため、株式取得価額の 70%以下の金額を準備金として積み立てた際、積立額を損金算入できる制度。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を 3 年延長する。(令和 9 年 3 月 31 日まで)</p> <p>中小企業の M&amp;A の実態を踏まえ、手続きについて所要の見直しを行う。</p> <p>《関係条項》</p> <p>【法人税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・租税特別措置法第 56 条、租税特別措置法附則第 119 条</li> <li>・租税特別措置法施行令第 32 条の 3、租税特別措置法施行令附則第 47 条</li> <li>・租税特別措置法施行規則第 21 条の 2</li> </ul> <p>【地方税】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、第 292 条第 1 項第 3 号</li> </ul>
5	担当部局		農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和 5 年 8 月 分析対象期間:令和 3 年度～令和 8 年度
7	創設年度及び改正経緯		令和 3 年度 創設
8	適用又は延長期間		3 年間(令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>後継者不在の中小企業は依然として多く、事業承継のための M&amp;A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現するため、中小企業による M&amp;A を支援する。</p>

		<p><b>《政策目的の根拠》</b></p> <p>中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めただけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させすることが重要。また、後継者不在の中小企業は依然として多く、M&amp;A が全国的に活発化している中、事業承継のための M&amp;A を進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現することが重要。</p> <p>一方、單一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なケースもある。また、事業承継を目的とした中小企業同士の M&amp;A では、当事者にとって M&amp;A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的貢上げの実現～(令和 5 年 6 月 16 日閣議決定)</p> <p>第2章 新しい資本主義の加速</p> <p>5. 地域・中小企業の活性化(中堅・中小企業の活力向上)</p> <p>地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高 100 億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算・税制等により、集中支援を行う。具体的には、M&amp;A や外需獲得、イノベーションの支援、伴走支援の体制整備等に取り組む。</p> <p>また、GX、DX、人手不足等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築・生産性向上の支援、円滑な事業承継の支援や、新規に輸出に挑戦する1万者の支援を行う。あわせて、地域の社会課題解決の担い手となり、インパクト投資等を呼び込む中小企業(いわゆるゼブラ企業など)の創出と投資促進、地域での企業立地を促す工業用水等の産業インフラ整備や、地域経済を牽引する中堅企業の人的投資等を通じた成長の促進に取り組む。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p><b>《大目標》</b></p> <p>食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p><b>《中目標》</b></p> <p>1. 食料の安定供給の確保</p> <p><b>《政策分野》</b></p> <p>① 新たな価値の創出による需要の開拓</p>

		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>後継者不在の中小企業は依然として多く、中小企業による事業承継のためのM&amp;Aを進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現する。</p>												
			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本税制措置は、中小企業によるM&amp;Aに対する負担を軽減することで、M&amp;Aに伴うリスクを軽減する取組を促すことができ、先行きが不透明な中でも中小企業によるM&amp;Aが進み、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性向上が図られる。</p>												
10 有効性等		① 適用数	<table> <tr><td>令和3年度</td><td>92件</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>98件</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>78件</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>精査中</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>精査中</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>精査中</td></tr> </table> <p>(令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p>	令和3年度	92件	令和4年度	98件	令和5年度	78件	令和6年度	精査中	令和7年度	精査中	令和8年度	精査中
令和3年度	92件														
令和4年度	98件														
令和5年度	78件														
令和6年度	精査中														
令和7年度	精査中														
令和8年度	精査中														
② 適用額	<table> <tr><td>令和3年度</td><td>3,287百万円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>3,501百万円</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>2,787百万円</td></tr> <tr><td>令和6年度</td><td>精査中</td></tr> <tr><td>令和7年度</td><td>精査中</td></tr> <tr><td>令和8年度</td><td>精査中</td></tr> </table> <p>(令和3年度、令和4年度、令和5年度認定実績を基に中小企業庁推計)</p>	令和3年度	3,287百万円	令和4年度	3,501百万円	令和5年度	2,787百万円	令和6年度	精査中	令和7年度	精査中	令和8年度	精査中		
令和3年度	3,287百万円														
令和4年度	3,501百万円														
令和5年度	2,787百万円														
令和6年度	精査中														
令和7年度	精査中														
令和8年度	精査中														
③ 減収額	適用額に同じ														
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>中小企業同士のM&amp;Aでは、当事者にとってM&amp;Aになじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、本税制措置の創設当時(令和3年)から引き続き簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが存在している。そのため、本税制措置によりリスクを軽減する取組を促すことが必要。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>中小企業が成長するためには、単に設備投資や研究開発等を進めただけでは足りず、業態転換も含めて大胆なビジネスモデルの変革を進めることで生産性を向上させることが重要。また、後継者不在の中小企業は依然として多く、M&amp;Aが全国的に活発化している中、事業承継のためのM&amp;Aを進めることにより、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性の底上げを実現することが重要。</p> <p>一方、单一又は少数の事業を営んでいる中小企業にとっては、既存の企業体を前提としてビジネスモデルを変革することは困難なケースもある。また、事業承継を目的とした中小企業同士のM&amp;Aでは、当事者</p>														

			にとって M&A になじみが薄く、また買い手にとってデューデリジェンスの負担が大きいことから、簿外債務や偶発債務の発生といったリスクが大きい。
		⑤ 税収減を是認する理由等	企業の退出によって地域の経営資源が散逸するおそれがある中ににおいて中小企業の M&A を推進することは、良質な雇用や地域経済の維持、中小企業の生産性向上につながる効果も期待され、必要な措置である。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	M&A を図り、中小企業の生産性を向上させるという政策目標を達成するためには、すべての中小企業が対象になり得る税制における措置を講じることが適当。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	予算上の措置等では、中小企業の M&A に向けて、譲渡／譲受企業のマッチング、M&A 時の専門家の活用費用、M&A 後の新分野進出に向けた取組を支援している。 他方、M&A 後も含めて、中小企業が M&A を実施することに対するリスク軽減に対する支援が欠如しており、本税制はこれに対応するもの。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	企業の退出によって地域の経営資源が散逸する恐れがある中において中小企業の M&A を推進することは、良質な雇用や地域経済の維持等につながる効果も期待され、本税制措置の延長は地方公共団体にとって重要。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 2 年 12 月～令和 3 年 1 月